

6. 整備基本計画

本章では、令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間で行う整備計画を設定します。

6-1 遺構保存に関する整備計画

正殿跡や蔵司跡において、地上に露出する遺構等の保存整備に取り組みます。また、本史跡の中で歩行者交通量の最も多い、政庁跡の南側正面に、本史跡に関する説明板を設置します。

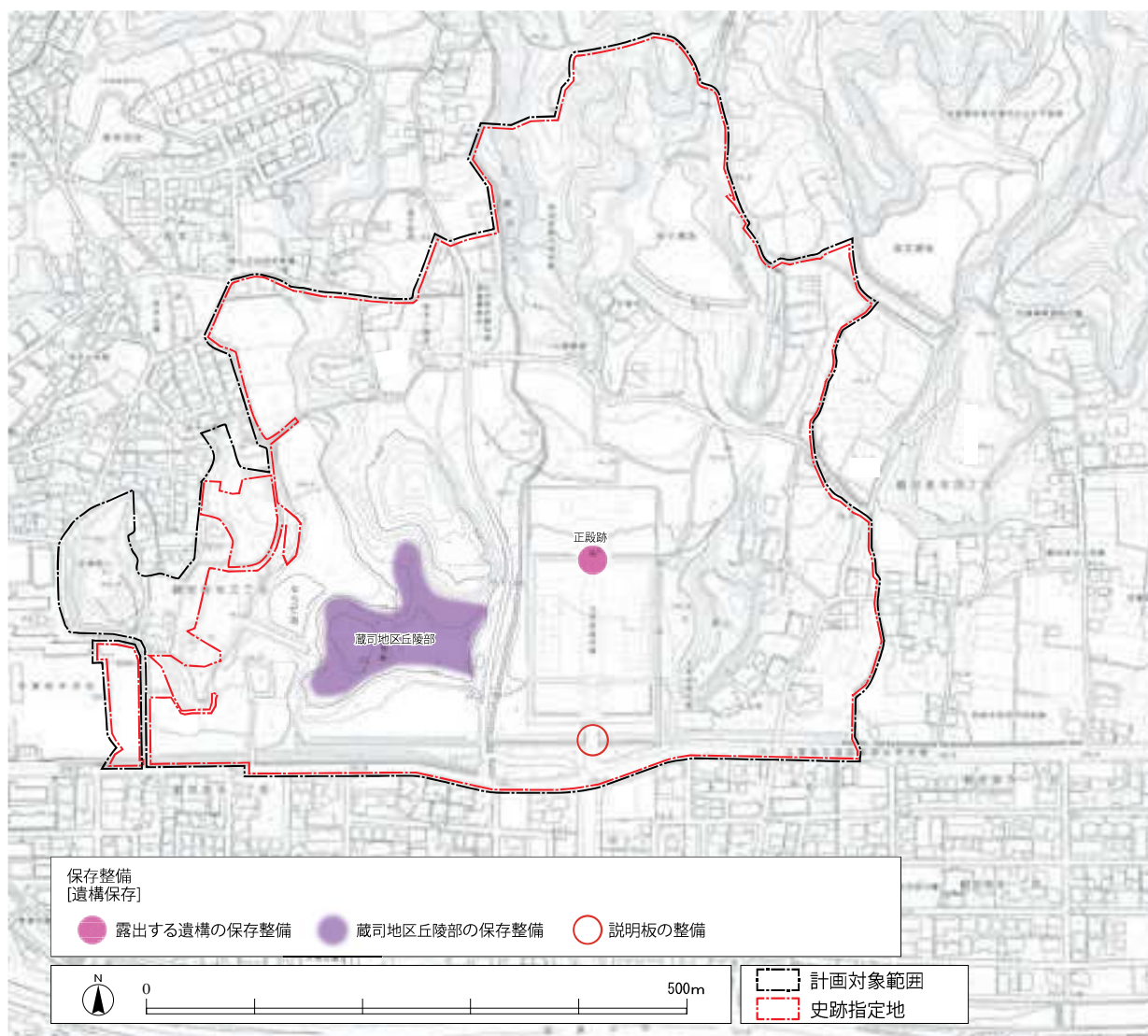


図6-1：遺構保存に関する整備計画

(1) 正殿跡の遺構保存

正殿跡は、本史跡の心地よい空間の維持向上を望む市民意向にも配慮し、急激な景観の変化を招くような復元整備等は当面は行いません。他方、歩行者が頻繁に通る箇所を中心に、毀損が目立つようになっていきます。千年以上の時を経て現代に残された佇まいを継承するとともに周囲との調和を図るため、基壇跡に根を延ばし、その保存に支障をきたしている樹木の伐採や基壇跡を守る盛土の整備に取り組みます。

(2) 蔵司跡の遺構保存

蔵司地区丘陵部については遺構周辺に繁茂する竹やクスノキなどの樹木の伐採を行い、大型礎石建物跡ほかの遺構保存に取り組みます。

大型礎石建物跡は正殿跡の礎石と同様に、保存状況を踏まえた対策が問われます。モニタリングを行いながら、周辺の平面復元等を目指します。

(3) 説明板の整備

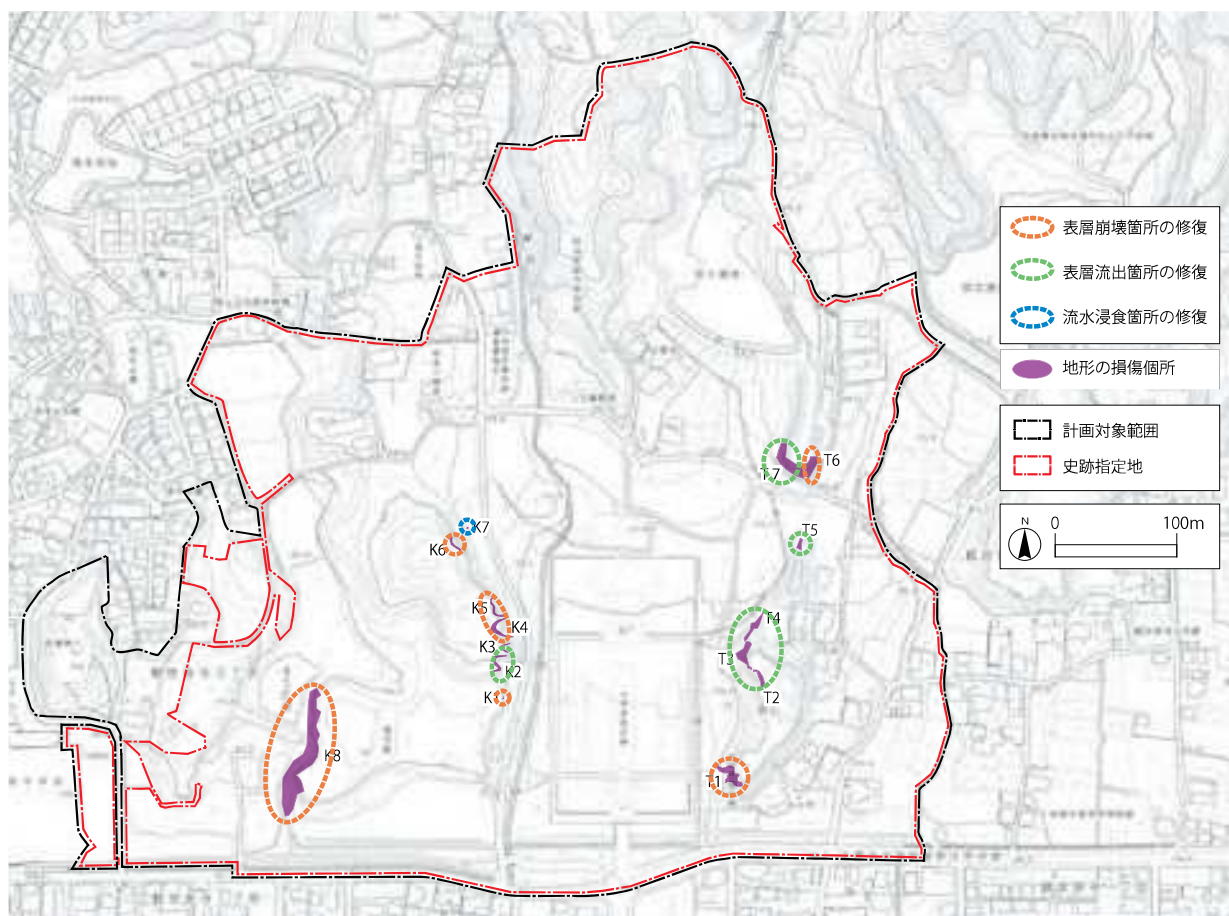
政庁跡の南側正面に、『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に基づき、史跡の名称、指定年月日、指定理由、説明事項、保存上注意すべき事項、史跡に係る地域を記す図面等を示した、来訪者に分かりやすい説明板を設置します。

なお、政庁跡の南側正面には既に様々な解説板等が設置されていることから、説明板の設置にあたっては、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなどの観点から、それらを整理し来訪者の誘導や景観に十分配慮します。

6-2 地形の造成に関する整備計画

表層崩壊箇所、表層流出箇所、及び流水浸食箇所を修復します。

地形の修復にあたって、まずは想定される地形ラインを根の状態等から総合的に推定します。



修復部の表層は、植生による被覆を基本とし、景観や生態系に配慮します。

修復部周辺の樹木の整理の際には、根株は残置して萌芽させることとします。整備後は、林内の植生管理を行い、林内の照度を保持して表層の植生を維持します。

また、修復の際には、樹木に関する既往の調査資料等を精査した上で適切な整備に取り組みます。

（１）表層崩壊箇所の修復

オーバーハング状態となった表層崩壊部は、表層のみの法面保護では保持が困難であるため、裏込材に連続繊維補強土工や地山補強土工等を組み合わせた地形補修を検討します。

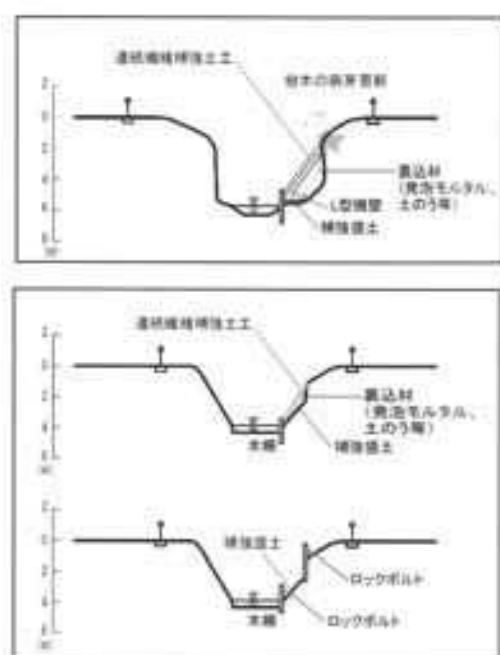


図6-3：表層崩壊の修復イメージ（参考：史跡玉川上水保存管理計画書）



（２）表層流出箇所の修復

表層流出部は、表層崩壊部と比較して軽度であるため、種子吹付等による法面保護を検討します。

（３）流水浸食箇所の修復

水田のU型側溝の流末にコンクリート製の集水桝を設置し、排水管を接続することによって、流水による侵食を防ぎます。

6-3 緑地に関する整備計画

県が昭和40年代～50年代に実施した整備の古代を感じさせるというコンセプトは継承しつつ、今後は古代を感じさせる心地よい空間の維持向上に向けて、植栽の整理に取り組みます。

全体的に、他の史跡との連関性の顕在化等を図るため、樹林の密度調整や健全化に向けて、林縁部の樹林の整理、竹林の手入れ、植栽樹木の整理を行います。また、史跡を多方面から味わえるよう、万葉植栽を行うなど、四季を味わえるような整備に取り組みます。

なお、本市は、樹木の伐採や剪定等の検討にあたって、史跡指定地内における樹木の分布調査等を行っています。樹木の生育状況や専門家との協議等を踏まえ、必要に応じて追跡調査を実施します。

政庁南側の濠に生育する水草は、過度な繁茂を防ぐため、適切な季節に刈り取りを行います。

外来種の防除については、『太宰府市環境基本計画』を所管する担当課と連携しながら、緑地や濠等に生息する動植物の現況把握を行い、外来種の駆除や繁茂を防ぐための啓発・情報発信等に市民団体等と取り組みます。

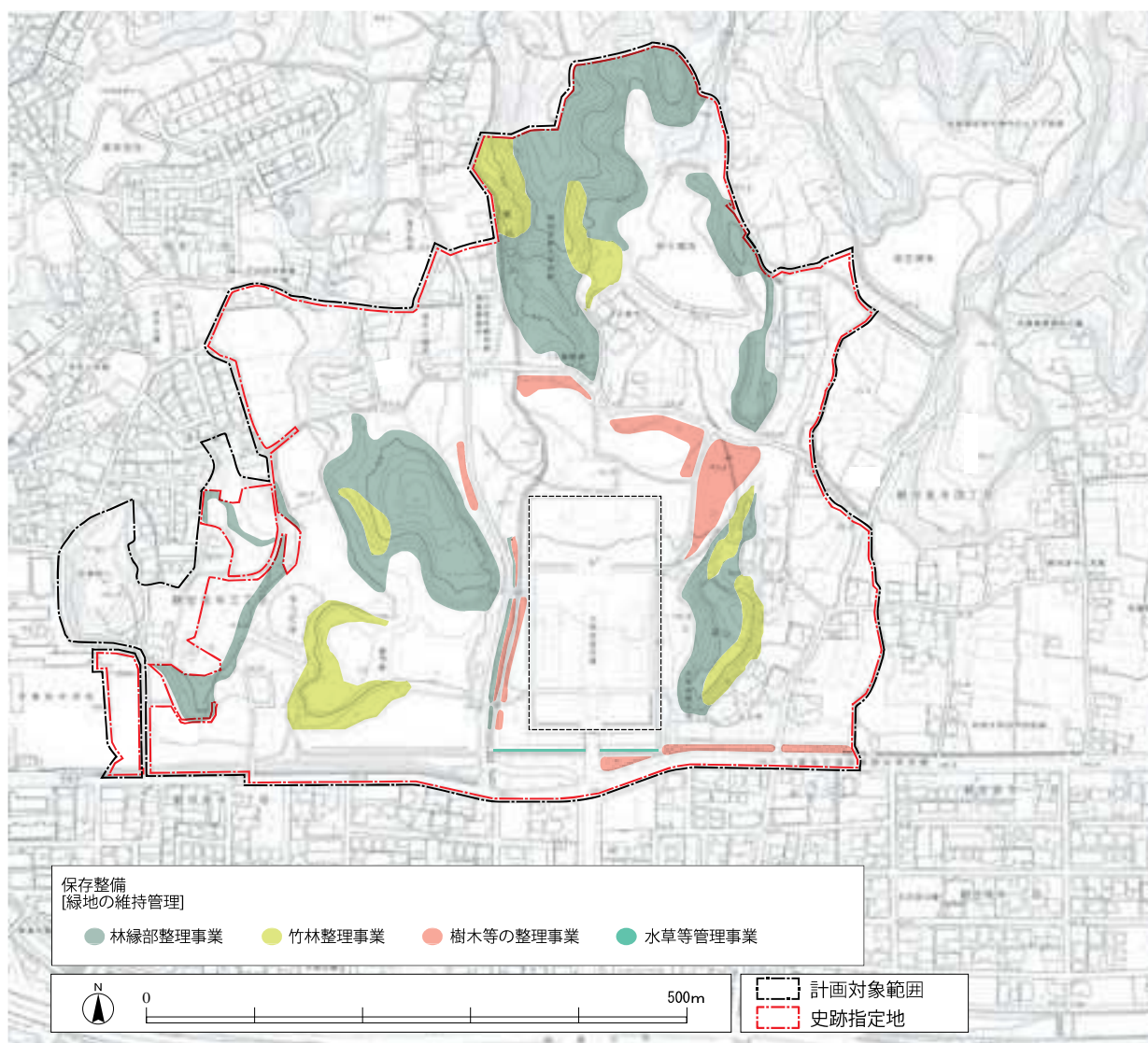


図6-4：緑地に関する整備計画

(1) 林縁部の整理

林縁部については、今後巨木化する恐れのある樹木や土砂災害の恐れのある斜面地等を定期的、優先的に管理していくことを目指します。

フジやクズ等のつる植物は、高木に巻き付き、樹木の衰弱を招く恐れがあり、特にクズは樹林の樹幹を覆い尽くし、光が当たらなくなった樹木の衰弱を招く恐れが高いため、つる切りを実施します。つる切りは、年1回、夏季頃、根元を切断します。

樹勢が弱った樹木、道路等に枝葉が張り出した樹木、そして今後予定する新たな歩行者動線等の整備にあたって眺望を遮るような樹木等を対象として、整枝や伐採に取り組みます。

なお、伐採にあたって、史跡の地形保護のため、基本的に、根株の撤去は行いません。

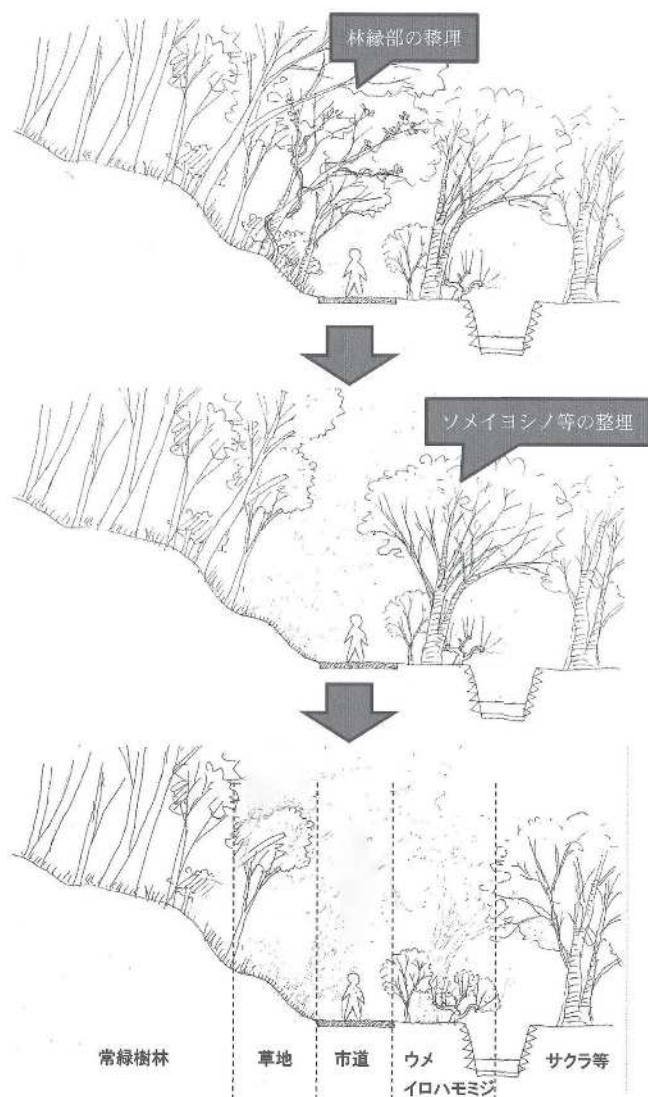


図6-5：植栽の管理イメージ

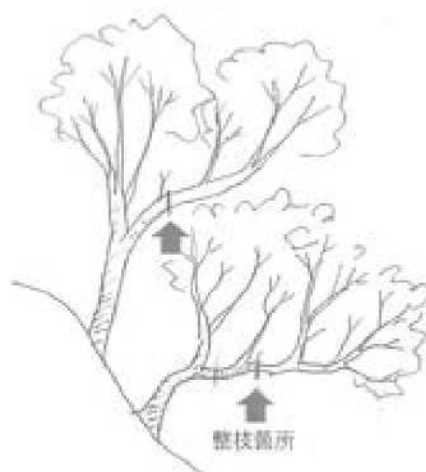


図6-6：整枝イメージ

（２）竹林の管理

月山や蔵司を中心として、手入れが不十分で人が立ち入れないほど繁茂した竹林の管理を行います。

モウソウチク優占の常緑広葉樹林やマダケ優占の広葉樹林は、広葉樹の保全と再生を目指し、定期的な間伐に取り組みます。

蔵司のモウソウチク林は、竹林としての適切な維持管理を目指し、密度の調整を行います。

なお、竹林の管理は市民団体と連携しながら必要に応じて適宜実施します。

（３）樹木等の整理

植樹された樹木は、老木化や大木化したもの、そして枝葉が茂り、密集している箇所も多いことから、ソメイヨシノ、ウメを中心に樹勢が弱った樹木を間引きし、イロハモミジをはじめ樹勢が比較的良好な樹木を主体的に保全することで、全体的な樹林の密度調整と健全化を図ります。

てんぐ巣病に感染したソメイヨシノは、病巣を早期に除去するとともに、重症の個体は回復の見込みが少ないため伐採します。なお、ソメイヨシノは花見のシーズンには多くの人々が訪れる樹木であることから、伐採後にはソメイヨシノに変わる花樹として、古代にふさわしいヤマザクラや令和の都ださいふ「梅」プロジェクト太宰府梅園構想によるウメへの植え替えも検討します。

なお、サクラ等は政庁跡周辺の回遊動線沿いに植樹されていることから、園路の整備と一体的に取り組みます。

（４）水草等の管理

政庁南側の濠に繁茂するナガバモダカ、キショウブ等の外来種を刈り取り、除去します。在来種のヨシについては適度に刈り取り、繁茂を抑えます。

なお、政庁南側の濠では福岡県の重点対策外来種に選定されているオオフサモや園芸スイレン、アメリカザリガニの生息が確認されています。水草等の管理にあたって、『福岡県侵略的外来種リスト 2018』や『福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021』を踏まえ、これら外来種の適切な管理や防除に配慮します。

なお、水草等の管理は濠の護岸整備と一体的に取り組みます。

侵略的外来生物：外来生物の中でも地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある生物。なお、特定外来生物とは、侵略的外来生物の中で生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして、国が法律（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき指定した生物のことを言う。

生態系被害防止外来種リスト：特定外来生物の規制だけでは、外来種対策として不十分であるとの考え方のもと、平成 27（2015）年に日本における外来種対策の総合戦略である外来種被害防止行動計画とともに作成・公表された外来種リスト。福岡県では、このリストに基づき、平成 30（2018）年には『福岡県侵略的外来種リスト 2018』を作成し、県内における対策の優先度が高い侵略的外来種を整理。令和3年（2021）年には『福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021』を作成し、重点対策外来種20種を対象に効率的かつ効果的な防除のマニュアルを示している。

6-4 排水施設（水路・濠等）に関する整備計画

政庁跡周辺を流れる水路や濠の護岸崩落防止を図るため、石、コンクリート、蛇籠、木といった素材から適切な構造、工法を選択し、排水施設（水路・濠等）の整備に取り組みます。整備にあたっては、給排水のコントロールを図るため、必要に応じて流量計算を行い、適切な形状寸法、質、外観等を検討します。

水はけが悪い箇所については、地下遺構への影響のおそれがない排水手法、排水経路を検討し、新規整備や再整備に取り組みます。

政庁跡東側を流れる水路は、護岸の列石が崩落した部分の原状復帰に取り組みます。また、河床のひび割れが目立つ場所については、地下遺構に配慮しながら面的な修復を行います。なお、水路は政庁跡東側の月山沿いの園路整備と一体的に取り組みます。

政庁跡南側に位置する濠は、護岸が崩落している場所の修復を行ったうえで、植生に配慮しながら四条路との一体的な整備に取り組みます。

なお、水路や濠の整備にあたっては、水生生物の生息環境に配慮します。

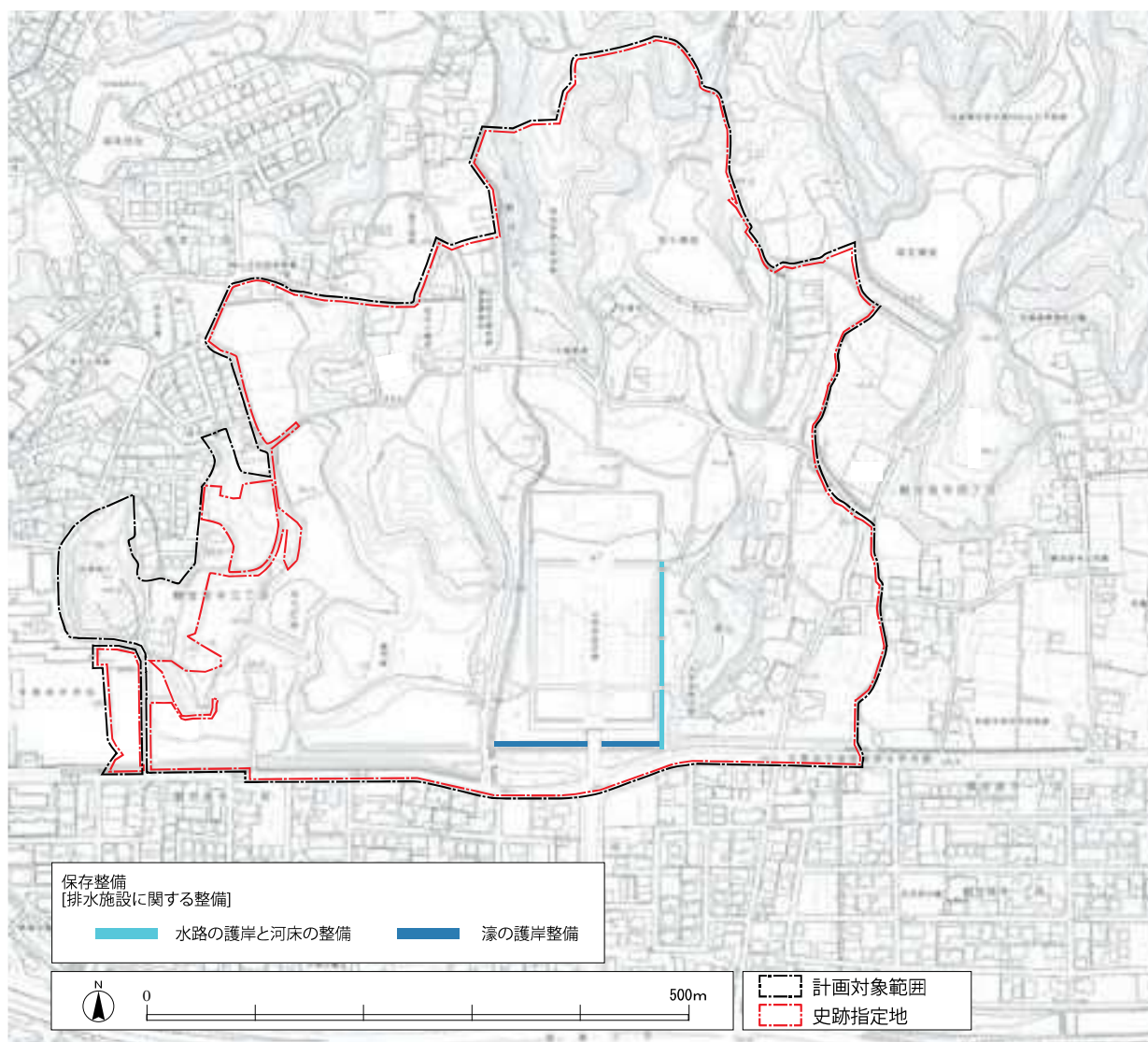


図6-7：排水施設（水路・濠）に関する整備計画

6-5 遺構の表現に関する整備計画

これまでの復元整備の実績を踏まえ、全体的には政庁跡第Ⅲ期の遺構と同時代の復元整備の推進に取り組みます。なお、前述したように、政庁跡は政庁第Ⅲ期の遺構表現を踏襲し、当面は平面的な表現を基調としますが、区画機能のある柵や塀などは見学者の理解を促すため、立体的な表現を用いることを検討します。

また、部分的に第Ⅱ期の遺構の復元整備を実施している月山東官衙跡等については、誤解が無いように、適宜、解説を充実させます。

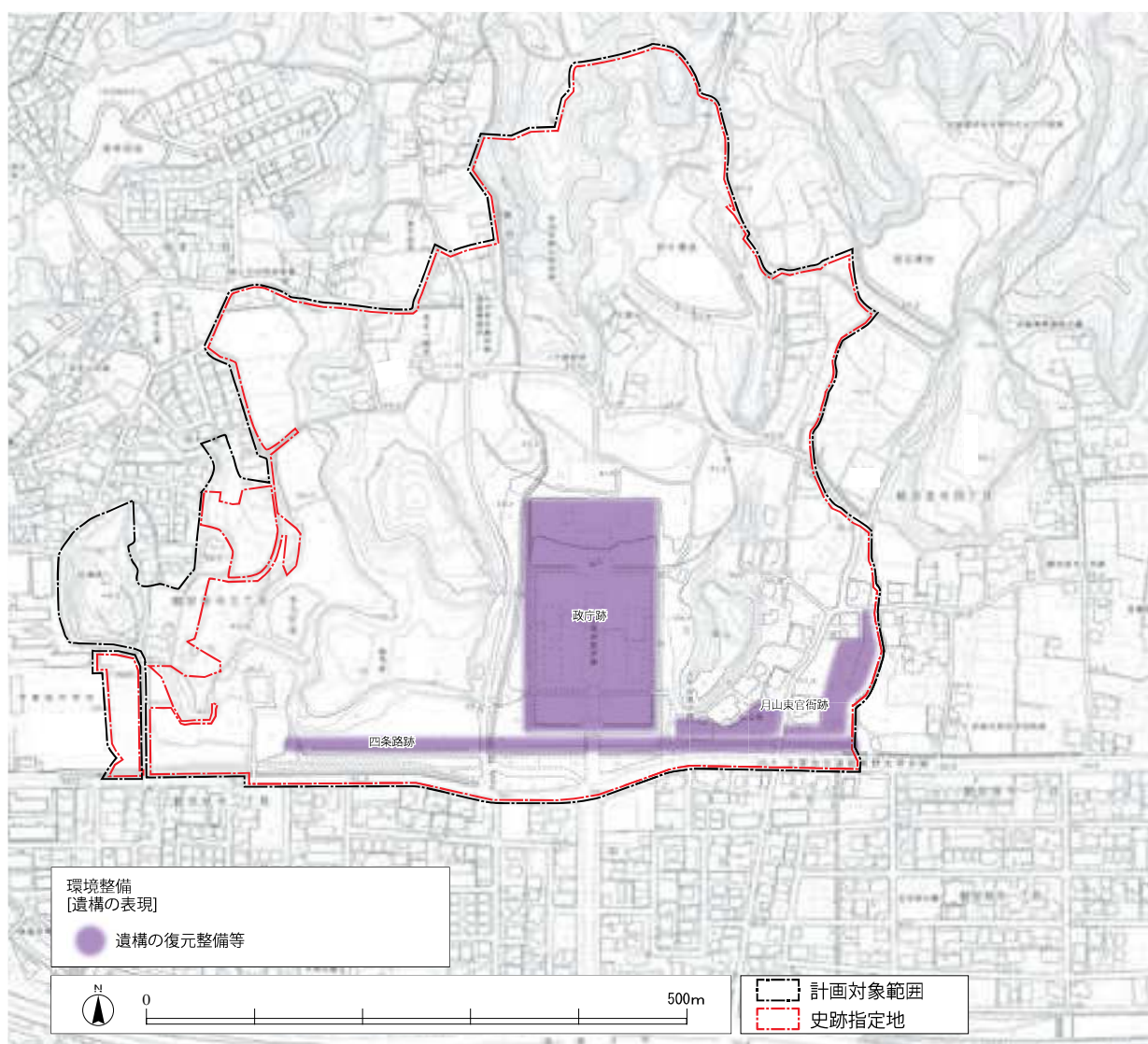


図6-8：遺構の表現に関する整備計画

（１）政庁跡の復元整備

既往の整備箇所については復元方法が異なっており、経年の劣化で破損した整備箇所が多く見られることから、全体の点検と、修理を行います。

回廊跡は、遺構の存在を顕在化させることを意図し、経年劣化が目立つアスファルト舗装を撤去して整備します。

芝生と一体となった復元箇所（後殿、後殿付属舎）、植栽による復元箇所（衛門舎）は、建物復元の全体像をわかりやすくすることを意図し、砂利が敷き詰められた復元箇所（脇殿）と同じように更新します。

植栽による復元で、周囲と政庁跡を画す築地塀は、政庁跡の範囲を明示するだけでなく、周囲環境との調和を図る上で有効と考え、現状維持とします。なお、けものみちの様に穴が空いた箇所も見られることから、そうした箇所は穴をふさぐように植樹等を行います。

内庭の一部で砂利敷き舗装された中央部分は、来訪者用の動線として歩きにくいことから、砂利敷きを改め、発掘の成果を踏まえつつ、バリアフリーや水はけに配慮した舗装の整備を行います。

龍尾壇は、特別な性格を持った場所としての存在感を顕在化するため、その復元を目指します。復元にあたっては、既往の調査結果から、龍尾壇の範囲、意匠、石の大きさ、石段の高さ等を確認するとともに、正殿跡との調和を見据えつつ復元時期を設定します。

なお、南門の手前にある階段や、中門の段差等、高低差がある場所はスロープの設置を検討します。スロープは撤去や定期的な交換が行いやすいよう、仮設のものとし、本史跡の景観に配慮した設置場所、色合い、素材、高さ等を検討します。

なお、舗装の整備やスロープの設置にあたっては、車いす利用者や、ベビーカーを押して歩く子育て世代等が通行しやすいように平らな路面を整備しやすい舗装とします。

設計段階では、必要に応じて発掘調査、事例調査等を行います。

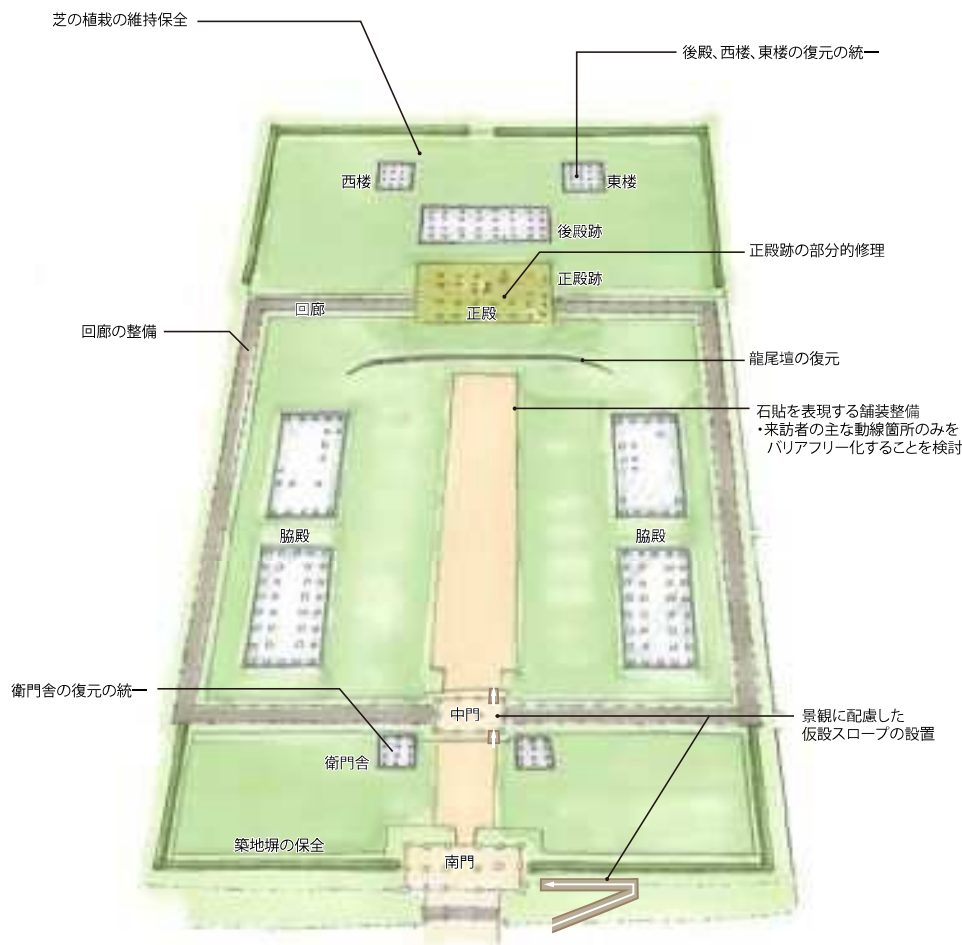


図6-9：政庁跡の整備イメージ

（２）月山東官衙跡の復元整備

月山東官衙跡は、政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱を半立体復元しています。なお、市がコンクリート柱で復元した箇所と県が木柱で復元した箇所があり、表現が異なります。県が整備した木柱は腐り、撤去されています。

月山東官衙跡の復元整備は、既往の政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱の復元整備を踏襲します。県が整備し、木柱が撤去されている箇所は、市が行ったコンクリート柱と同じ仕様の半立体による復元整備とします。半立体による復元は、四条路跡と一体的に整備することにより、四条路跡全体の連続性や直進性を顕在化させるものであり、復元整備と併せ、政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱であることを明示する解説の充実に配慮します。

（３）四条路跡の整備

政庁跡の南門前を東西に結んでいた四条路跡を顕在化することを目的として、蔵司方面と月山東地区官衙跡方面とを結ぶ四条路跡の表現整備を目指します。

整備にあたっては、発掘調査の成果や既往の復元整備の現状等を踏まえ、幅員、表現のあり方等を十分検討します。



図6-10：四条路跡の整備イメージ

6-6 動線に関する整備計画

歩行者が本史跡全体を安全安心に回遊できる動線として、園路、歴史の散歩道等の整備に取り組みます。

これらの整備にあたっては、車いす利用者やベビーカーを押して歩く子育て世代等の利用に配慮し、バリアフリー化に取り組みます。また、客館跡との一体感の醸成にも配慮しつつ、遺構を復元的に表現した整備と誤解されないデザインとなるように心がけます。

また、史跡地内の市道等で路面の劣化も目立つ箇所については、市が行う道路整備事業との整合を図り、適宜、道路の補修・打ち換え等を行っていきます。

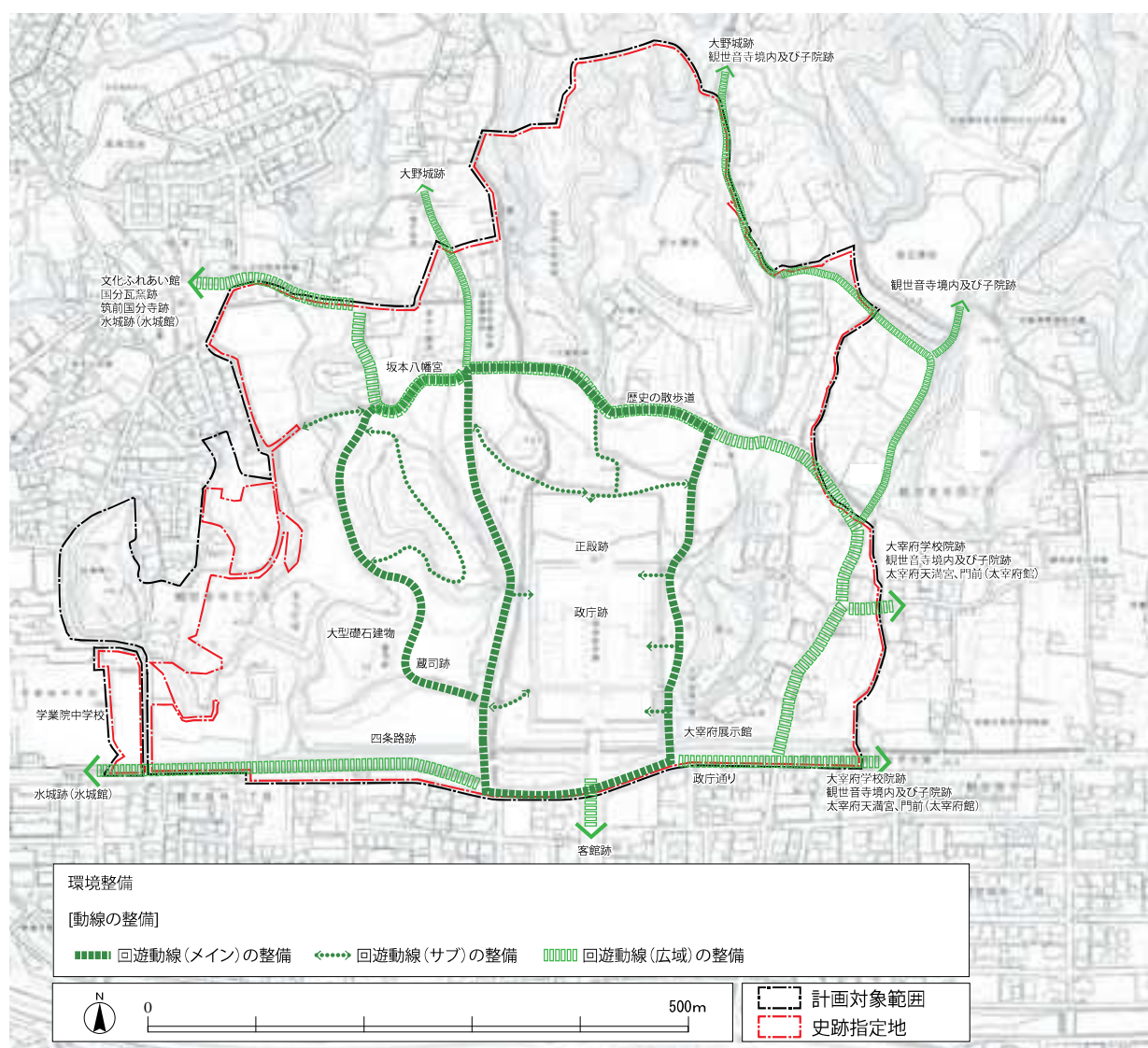


図6-11：動線に関する整備計画

(1) 園路の整備

政庁跡東側の月山沿いの園路(新設)、政庁跡北側の歴史の散歩道沿いの園路(新設)、政庁跡西側の坂本八幡宮から政庁通りに至る園路、そして政庁跡南側の政庁通りや蔵司地区を抜ける

園路（新設）を回遊動線（メイン）と位置付け、その整備に取り組みます。

政庁跡東側の月山沿いの園路（新設）は、政庁跡の心地よい空間を損なうことなく、政庁跡と月山が分断されないように、幅員、線形、舗装材の採用等に十分配慮します。また、地下遺構の位置も考慮します。

政庁跡北側の歴史の散歩道沿いの園路（新設）は、歴史の散歩道を通過する車も多いことから、散歩道と分離した園路として整備します。

政庁通りは、県道であることから、その整備については、県と協議します。

回遊動線（メイン）の園路から政庁跡や蔵司等に分岐する園路は、回遊動線（サブ）と位置付け、回遊動線（メイン）と併せた整備に取り組みます。

園路の整備にあたっては、バリアフリーに努めるとともに、歩いて回遊する楽しさを伝える工夫として起点から終点までの距離の表示、見渡しのよい場所への案内板や解説板等の設置に取り組みます。

園路の一部は、芝刈りや樹木の伐採等の維持管理やイベント活用時の負担軽減を図るため、管理車両として軽トラックが通行できる整備とします。なお、管理車両が通る園路は、一般車両の進入は禁止し、必要最低限の幅員を確保します。



図6-12：政庁跡東側の回遊動線（メイン、サブ）の整備イメージ



図6-13：政庁跡北側の回遊動線（メイン）の整備イメージ

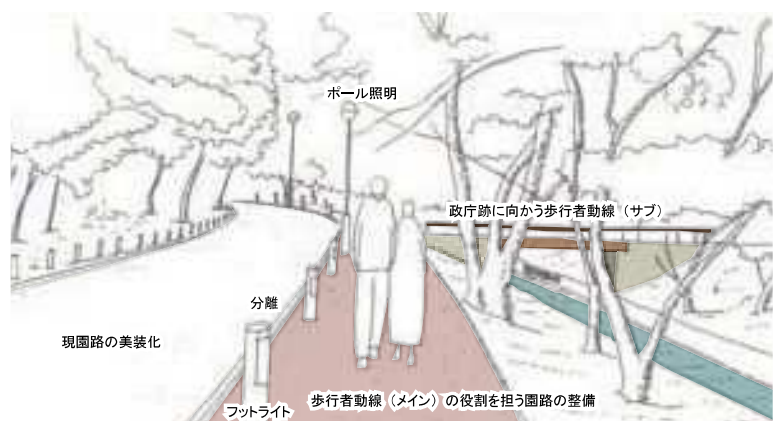


図6-14：政庁跡西側の回遊動線（メイン、サブ）の整備イメージ

（２）回遊動線（広域）の整備

歴史の散歩道、西鉄都府楼前駅から西鉄太宰府駅を結ぶ政庁通りを回遊動線（広域）に位置付け、その整備に取り組みます。

歴史の散歩道は、市内観光回遊の主なルートとして二次交通（レンタサイクル等）の利用の場として注目される一方で、路面等の経年劣化が目立つことを踏まえ、所管する都市計画課と連携し、歴史の散歩道と認知されるように、周囲の景観と調和した美装化に取り組みます。

政庁跡北側の歴史の散歩道は、園路（新設）のルートが並行することから、一体感の形成に十分配慮します。

なお、政庁通りは、前頁で述べたように、県道であることから、その整備にあたっては、県と協議します。

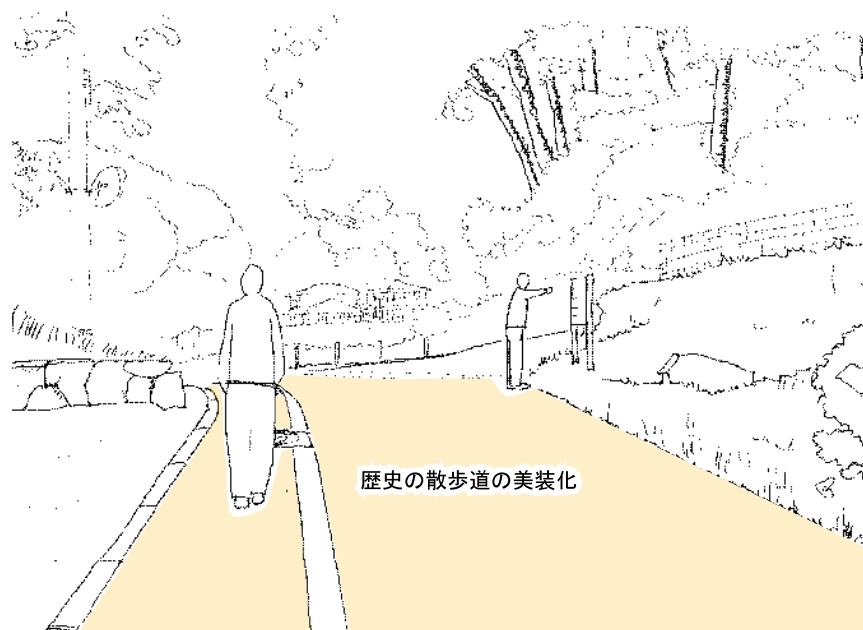


図6-15：歴史の散歩道と滞留スペースの整備イメージ

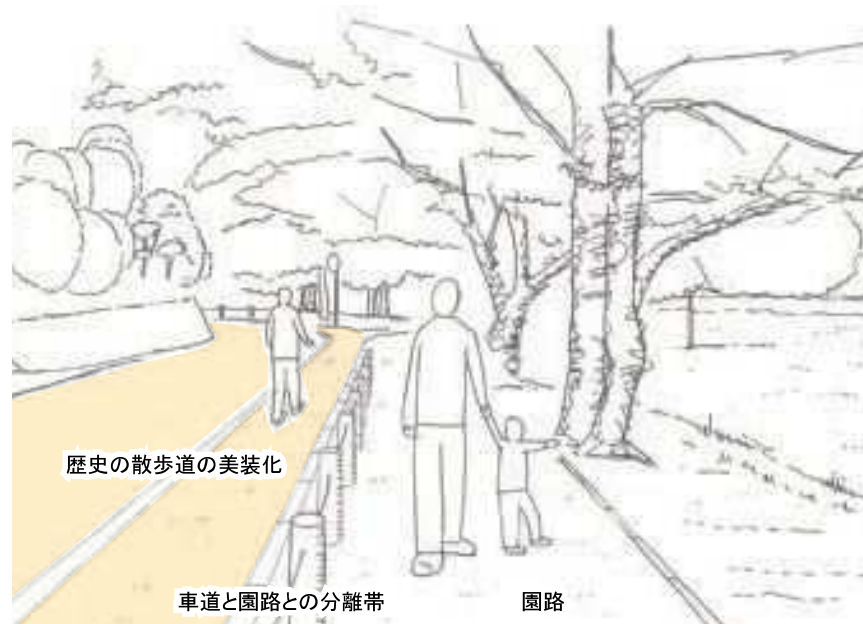
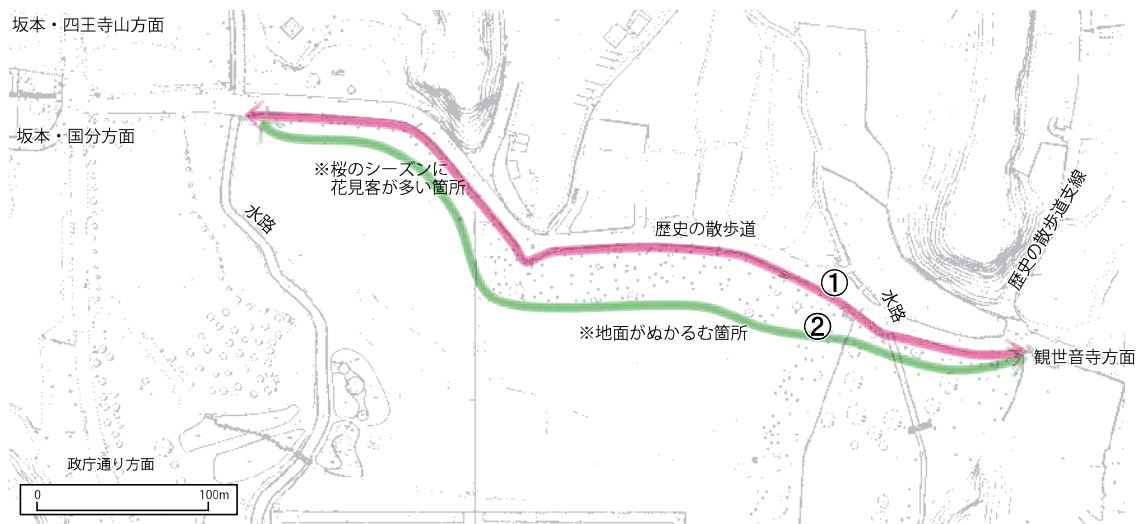


図6-16：政庁跡北側の園路（新設）沿いの歴史の散歩道の整備イメージ

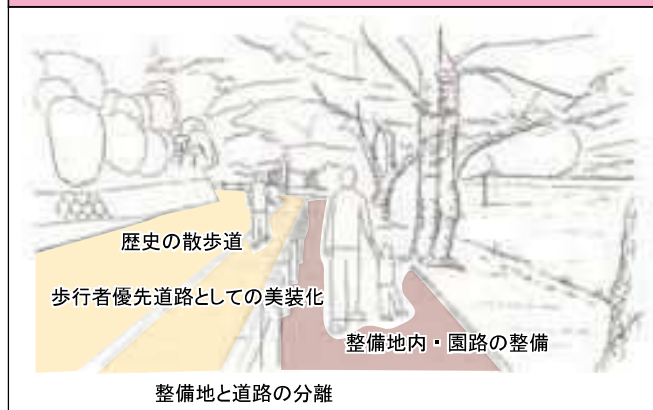
園路整備に関する検討

園路の具体的な整備位置については、複数の案から検討を行いました。今後は住民の意見や、地下遺構の保存に配慮したうえで、適切なルートを整備します。

<政庁北側の園路>



①歴史の散歩道沿いに園路を整備する案



②植樹帯沿いに園路を整備する案



図6-17：政庁跡北側の園路の整備案の比較

6-7 案内・解説施設に関する整備計画

動線に関する整備計画、ならびに既存の案内・解説施設の設置状況を踏まえ、多言語化への対応をはじめユニバーサルデザインに配慮した総合案内板、解説板、誘導標等の充実を図ります。これらの設置場所、形態意匠、色彩等に関しては、実施設計時に一定の整理を行い、地下遺構の保存や景観の保全に十分配慮します。

また、既設の老朽化した総合案内板、解説板、誘導標は、適宜更新し、必要ないものは撤去します。

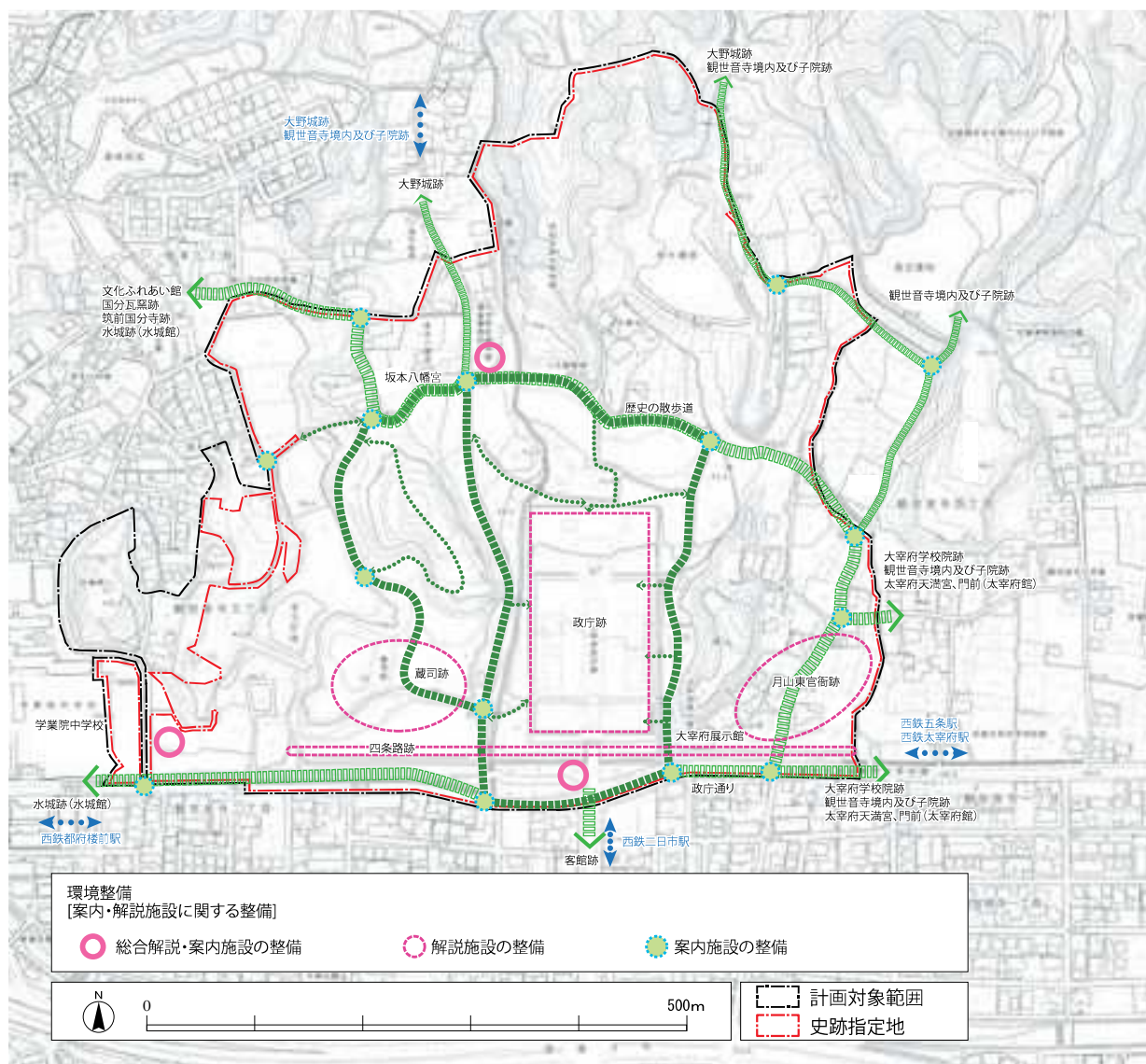


図6-18：案内・解説施設に関する整備計画

（１）総合解説施設・案内施設の整備

本史跡と、隣接するその他の大宰府関連史跡や最寄りの西鉄電車各駅等との結節を高めるため、適宜総合解説板・案内板を設置します。誰もが認識しやすく、図やイラストを用いた分かりやすい表記に配慮し、多言語に対応したものとします。

（２）解説施設の整備

政庁跡、蔵司跡、月山東官衙跡、四条路跡の復元整備箇所を中心として、それぞれの歴史的変遷や調査研究成果、復元礎石と本物の礎石の弁別を示す情報、加えて当時の人々の活動等を視覚的にわかりやすく伝える解説板の設置に取り組みます。

注意喚起サイン等を含む、現在乱立しているサインについては、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなど、体系的な整理を行い、デザインを統一します。



写6-1：解説板

（３）案内施設の整備

動線に関する整備計画で位置付けた回遊動線（メイン、サブ、広域）の分岐点等を中心として、周辺案内図や誘導標を設置していきます。その際、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し、一体的な情報発信を行います。

また、西鉄電車各駅の駅前広場をはじめ史跡指定地以外で人々が集まりやすい場所や大宰府関連史跡の見どころとなる場所等については、庁内連携を図り、本史跡に至る周辺案内図や誘導標等を設置します。



写6-2：周辺案内図



写6-3：誘導標

6-8 多目的広場、管理・便益施設に関する整備計画

本史跡の整備に伴い、人の動線も変化することが想定されることから、遺構の表現に関する整備計画、動線に関する整備計画との整合を図りつつ、来訪者動線の起点や終点となりやすい場所に多目的広場を整備し、そこに管理・便益施設の集約化を図ります。

導入拠点としての役割を担う多目的広場の整備にあたっては、来訪者の利便性やイベント開催等に配慮し、必要に応じて管理・便益施設の新設を行います。新規の管理・便益施設の整備にあたっては、周辺にある同じような施設の集約化に努めます。

既存の管理・便益施設については、整備時期が古く破損したものが見られるほか、時代のニーズに対応していない面もあることから、トイレをはじめ、必要に応じて適宜、施設の更新を行います。

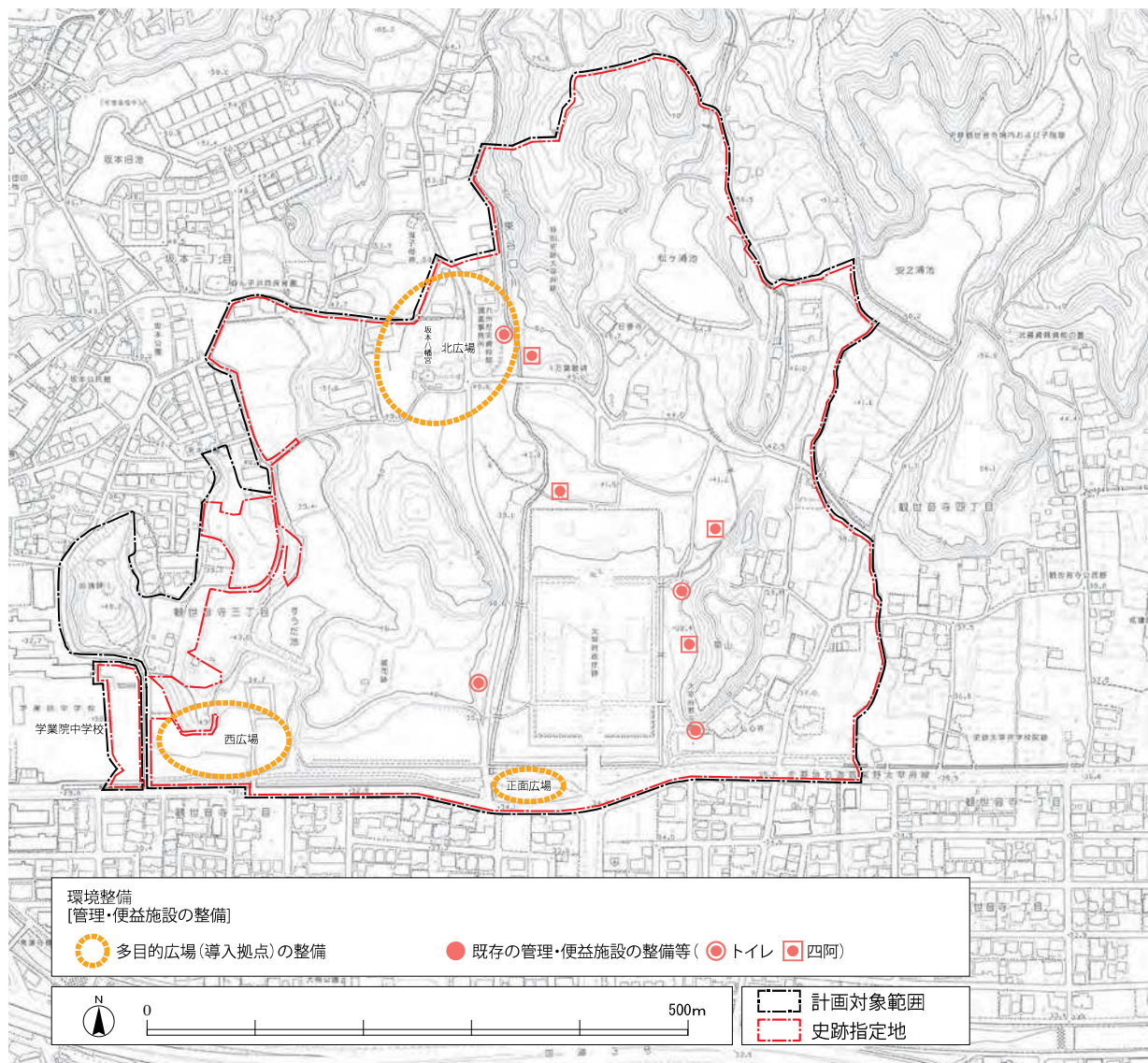


図6-19：管理・便益施設に関する整備計画

（１）多目的広場（導入拠点）の整備

政庁跡、四条路跡、蔵司跡の表現及び動線に関する整備計画との整合を図り、来訪者動線の拠点施設として利用しやすい場所や来訪者が立ち寄りやすい場所等を対象として多目的広場を配置していくことを目指します。その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。

１）西広場の整備

この場所は史跡の西側に位置しており、「令和の里」西鉄都府楼前駅からの人流を迎える玄関口にあたります。駅方向から連なる大宰府条坊跡の四条路跡を通り政庁跡に向かう古都大宰府の歴史的ルートを、より多くの来訪者に体感してもらえるように、多目的広場を来木地区に整備することを目指します。

広場には、トイレ機能、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる避難機能、解説機能等を備えた便益施設、多くの人々の受入れを可能し、本史跡に関する事前学習ができる案内施設等を備えた学習・交流スペース、多目的交流スペースの舗装を含む整備を検討します。

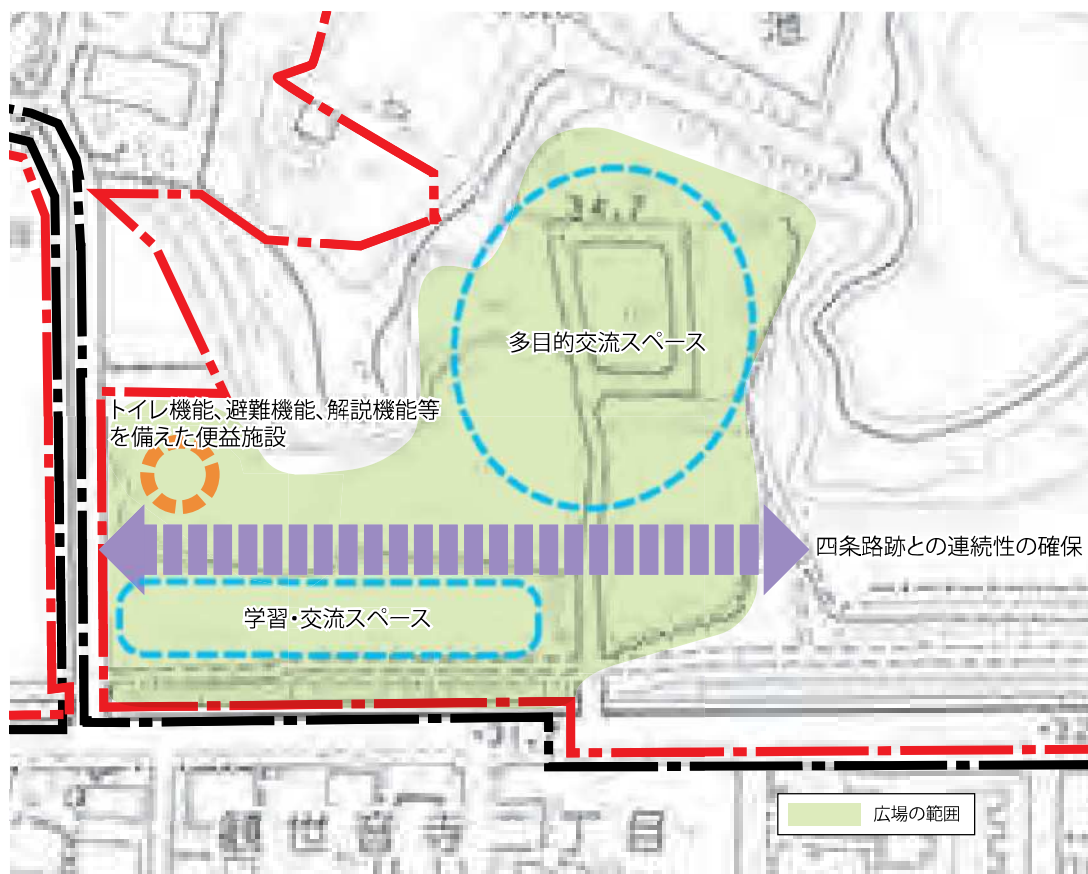


図6-20：西広場の整備イメージ

２）北広場の整備

広場の整備にあたっては、本史跡の北側で観世音寺や大野城跡や筑前国分寺跡等との結節点になり、本史跡の北側の動線の拠点としてトイレ機能、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる避難機能、解説機能等を備えた便益施設や坂本八幡宮を正面からのぞむ滞留スペース等

の舗装を含む整備を検討します。また、便益施設等の整備にあたっては、九州歴史資料館調査事務所の撤収後の整備・施設の一時的な再利用等を検討します。

坂本八幡宮周辺には、元号令和の由縁となった大伴旅人による梅花の宴にちなんだ太宰府梅園構想のもとウメの植樹を進めておりますが、往時をしのび梅花の宴等を体験してもらうためのスペースの整備なども行っています。花樹の植樹を行っていない範囲については、広場整備や奈良・平安時代の花見を想起させる心地良い空間演出のための花樹の植樹等を検討していきます。



図6-21：北広場の整備イメージ

3) 正面広場の整備

この場所は、客館跡方面や大宰府政庁前駐車場（バス専用）等からの来訪者がはじめに訪れる、政庁前面の多目的広場です。

整備にあたっては、水はけに配慮した舗装を含む整備を検討します。また、本史跡の心地よい空間を維持する緩衝帯としての役割や政庁跡との一体的な活用のしやすさ等に配慮します。

(2) 既存の管理・便益施設の整備等

既存の便益施設は、老朽化状況を踏まえて、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる場所として適宜更新することを目指します。なお、トイレの更新にあたっては、時代のニーズへの対応を見据え、車椅子、視覚障がい者、オストメイト、子連れ対応等に配慮した改修に努めます。

6-9 公開・活用施設に関する整備計画

遺構保存覆屋「大宰府展示館」の再整備や来訪者が復元された本史跡の全体像を見ることができる視点場の整備に取り組みます。

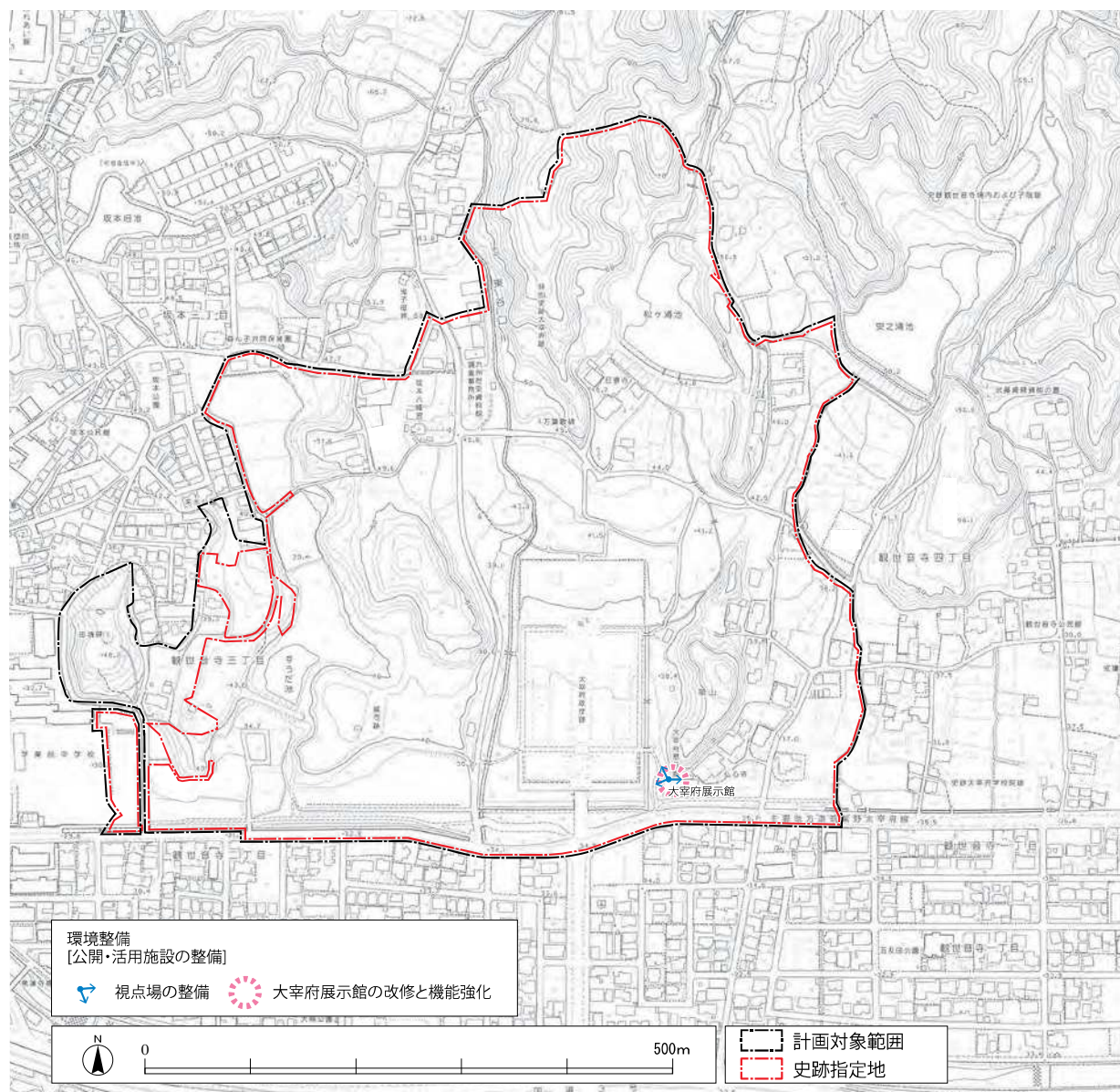


図6-22：公開・活用施設に関する整備計画

(1) 遺構保存覆屋「大宰府展示館」の再整備

大宰府展示館は、大宰府跡遺構保存覆屋として整備された施設であり、大宰府史跡の発掘調査によって検出された遺構（溝）の一部を保存公開しています。昭和55（1980）年の開館とともに、（公財）古都大宰府保存協会（当時：財団法人古都大宰府を守る会）の事務局を置き、出土遺物や模型等を展示するほか、昭和60（1985）年からは大宰府史跡解説員の活動拠点としての役割も担っています。

一方、大宰府展示館では、来訪者を受け入れる十分なスペースが不足しています。施設内は既に手狭な状態です。施設は老朽化が進み、展示手法についても時代に合った更新ができていない状

況です。

本館は政庁跡に最も近く、約半世紀の間、太宰府観光の拠点施設として機能してきました。また、日本遺産「西の都」の拠点施設にも位置付けられていました。本史跡の先進的多用途活用を目指す本市にあっては、インバウンド、ユニークベニュー対応など、今後も積極的な活用が期待されています。

様々な活用が期待される大宰府展示館ですが、まずは遺構保存覆屋として、遺構を表示する面積を増やし、それに伴って建築面積を拡大することも検討します。なお、時代に適応した活用が可能な覆屋施設として、既存のデジタルコンテンツを活用しながら、新たなデジタル技術等を取り入れた展示や体験等を提供できるようにする等、覆屋施設としての役割を変えることのない形で再整備を行います。また、(公財) 古都大宰府保存協会や大宰府史跡解説員をはじめとした地域関係団体との協議も踏まえつつ、大宰府跡遺構保存覆屋の再整備に取り組み、政庁跡、四条路跡、月山東官衙跡等の位置関係から遺構の場所や役割をわかりやすく伝える工夫に取り組みます。

大宰府展示館の再整備にあたっては、見学者の水分補給が可能な環境の整備や、冷暖房機能を充実させる等、「日本一の猛暑のまち」として気候対策に十分に配慮します。また、政庁通りから施設の存在をわかりやすくするため、政庁通りから見える大宰府展示館の視界を遮る樹木の伐採を行います。

(2)「大宰府展示館」の視点場等の環境整備

今後、復元整備された政庁跡、月山東官衙跡、四条路跡等の全体像を見下ろすことができる視点場を備えた空間を大宰府展示館に整備することを検討します。

大宰府展示館を複層階に建て替え、復元整備された政庁跡の全貌を来訪者が学び、楽しめる眺望スペースの整備を目指し、視点場から見える風景の解説板の設置等に取り組みます。

その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。

他方、整備にあたっては、政庁跡からの眺望を阻害しないように、十分配慮します。

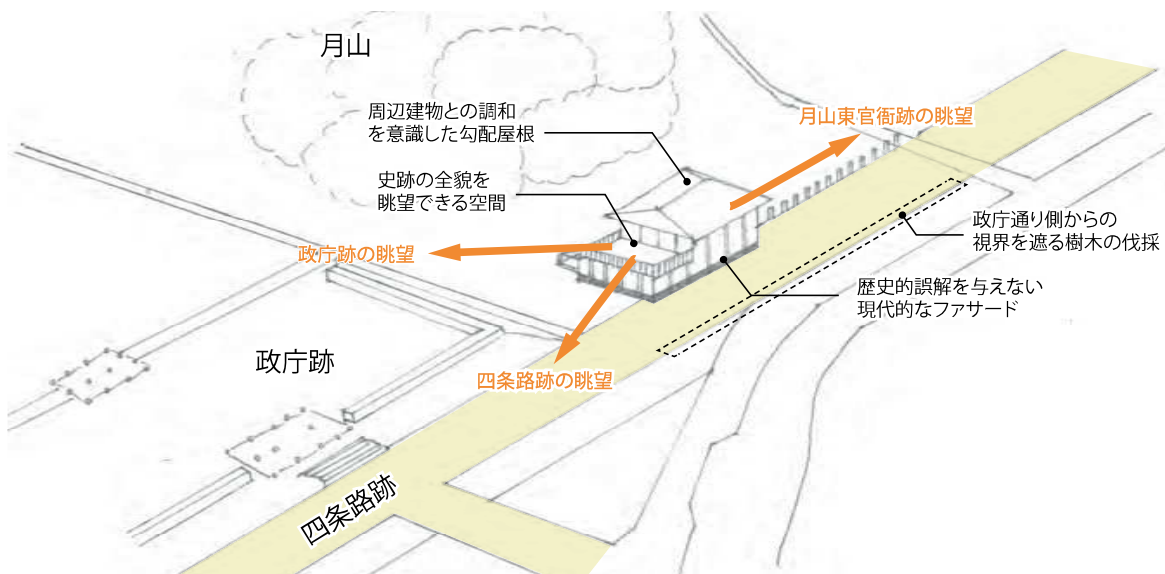


図6-23：大宰府展示館の整備イメージ

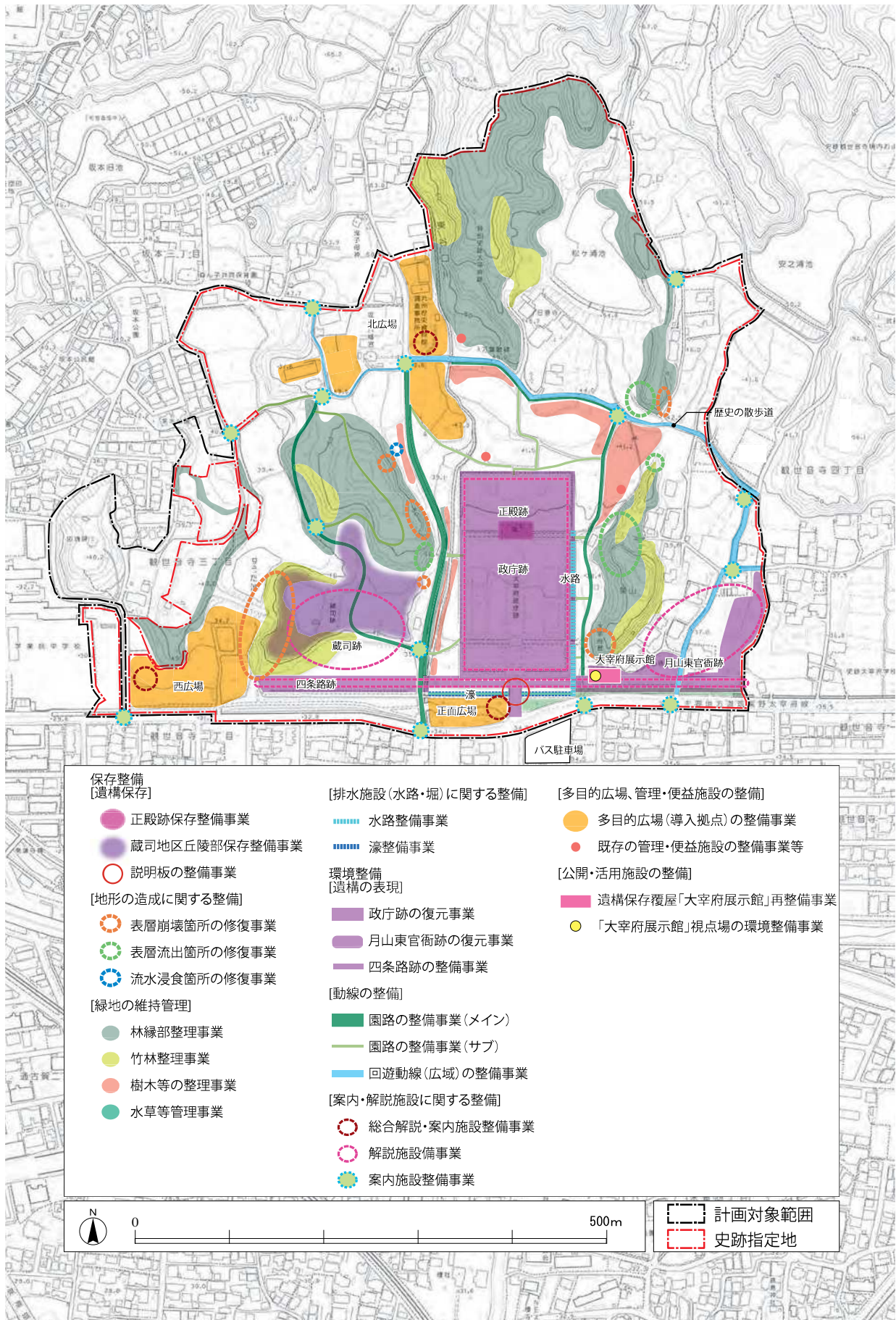


図6-24：整備計画（総括図）